

生商第175号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者候補者に係る
公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和7年1月15日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター 指定管理者募集要項」のとおり

3 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日(5年間)

ただし、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町の運営開始は令和8年4月予定

4 参加資格

施設の管理運営を行う能力を有する法人その他の団体で、次の要件を満たすものであること。(個人での応募はできません。)

- (1) 本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(5) 次に該当する法人等でないこと。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)
- ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
- エ アからウまでに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体
- オ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
- カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有している法人その他の団体

(6) 生駒市政治倫理条例(平成 20 年 6 月条例第 25 号)第 16 条に規定する法人等でないこと。

※上記(5)の資格要件確認のため、提案時に「暴力団等の介入の排除に関する合意書」により生駒警察署へ欠格事由に該当するか否かを照会します。

5 提出期限

- (1) 募集要項7頁(6)応募書類の内、⑤応募する法人等に関する書類
令和7年2月4日(火) 午後5時 必着
- (2) 募集要項7頁(6)応募書類の内、上記(1)以外の書類
令和7年2月10日(月) 午後5時 必着